奈良県公安委員会告示第９２号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和５５年法律第３６号）第２３条第１項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体として次の法人を指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成１４年国家公安委員会規則第１号）第２条の規定により次のとおり公示する。

平成２１年１０月３０日

奈良県公安委員会

委員長　岡　本　好　央

１　名称

社団法人なら犯罪被害者支援センター

２　住所

奈良市橋本町３番地の１

３　代表者の氏名

西　口　廣　宗

４　援助事業を行う事務所の名称

社団法人なら犯罪被害者支援センター

５　援助事業を行う事務所の所在地

奈良市橋本町３番地の１

６　援助事業に係る犯罪被害等

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第２条第４項に規定する犯罪被害等

７　指定を行った年月日

平成２１年１０月２９日